4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　長野県知事　阿部　守一
　住所　長野市大字南長野字幅下692―2
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成23年４月１日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成 23 年４月 21 日
北陸地方整備局長　前川　秀和
1　河川の名称　信濃川水系千曲川
2　河川管理施設の名称又は種類　右岸堤防
3　河川管理施設の位置　長野県上田市国分字西沖2015の２地先から長野県上田市御所字城下河原737の２地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　上田市長　母袋　創一
　住所　長野県上田市大手一丁目11番16号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　平成23年３月24日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成 23 年４月 21 日
北陸地方整備局長　前川　秀和
1　河川の名称、河川管理施設の名称又は種類及び河川管理施設の位置

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置
信濃川水系信濃川	左岸堤防	新潟県加茂市大字五反田字大荒田452番６地先から同市大字鵜森字川原78番２地先まで
信濃川水系信濃川	左岸堤防	新潟県加茂市大字五反田字三枚田173番３地先から同市大字前須田字居端地先まで
信濃川水系信濃川	右岸堤防	新潟県加茂市大字加茂新田字長柄田4731番２地先から同市大字天神林字川下2484番１地先まで
信濃川水系信濃川	右岸堤防	新潟県加茂市大字加茂新田字居浦1444番地先から同市大字山島新田字中野19番２地先まで

2　管理を行う者の氏名及び住所
　氏名　道路管理者　加茂市長　小池　清彦
　住所　新潟県加茂市幸町２丁目３番５号
3　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧
4　管理の期間　平成23年３月29日から道路の存続する日まで

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について

中央労働委員会の、中部区域の労働者を代表する地方調整委員である清水恭司氏の任期が平成23年６月25日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定により、資格のある労働組合は、下記により、労働者を代表する地方調整委員の候補者を推薦されたい。
平成 23 年４月 21 日
厚生労働大臣　細川　律夫
記
1　推薦者資格　上記の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の３第２項に規定する特定独立行政法人職員若しくは国有林野事業職員が結成し、若しくは加入する労働組合又は２以上の都道府県にわたって組織を有する労働組合であって、同法第２条及び第５条第２項の規定に適合するものであること。
2　被推薦者資格　国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条に規定する欠格条項に該当しない者であること。
3　推薦手続　推薦に当たっては、別記様式による推薦書に被推薦者の履歴書及び地方調整委員に就任することについての内諾書を添付すること。
　なお、当該労働組合が、労働組合法第２条及び第５条第２項の規定に適合する旨の中央労働委員会の証明書を併せて添付すること。
4　推薦書類の提出期限　平成23年５月20日
5　推薦書類の提出先　厚生労働省政策統括官付労政担当参事官室　（〒100―8916　東京都千代田区霞が関１―２―２中央合同庁舎第５号館）
別記様式
平成　　年　　月　　日
厚生労働大臣　殿
労働組合名（代表者名）　　印
中央労働委員会の労働者を代表する地方調整委員の候補者の推薦について
労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第23条の２第４項の規定により準用する同令第20条第１項の規定による中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦の求めに応じ、労働者を代表する地方調整委員の候補者として下記の者を推薦します。
記
中部区域の労働者を代表する地方調整委員

氏　名	年齢	現　職	略歴	備　考

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）
四月十九日（火）
○法律案
・東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（決定）(財務省)
・地方税法の一部を改正する法律案（決定）(総務・財務省)

公　告

諸　事　項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を平成23年４月７日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。
平成 23 年４月 21 日
財務大臣　野田　佳彦